

京都市告示第292号

京都市西京極総合運動公園条例第4条ただし書の規定により、西京極総合運動公園プール施設（京都アクアリーナ）のサブプールを供用しない日について、次のとおり変更します。

令和5年8月25日

京都市長 門川大作

令和5年9月20日（水）から25日（月）及び9月27日（水）から30日（土）における供用時間を供用しない日に加える。

（理由）

サブプール可動床の点検及び修繕について、水を抜いて行うため。（年に1回毎年実施）

（文化市民局市民スポーツ振興室）